

～ 地域農業の未来を創る“プラン” と“アクション” ～

大阪府 環境農林水産部 農政室 整備課
大阪府 北部農と緑の総合事務所

目 次

○農空間保全地域制度について

○大阪府豊能郡豊能町
牧地区での取組みについて

○府域への展開について

農空間保全地域制度について

農空間保全地域の指定状況

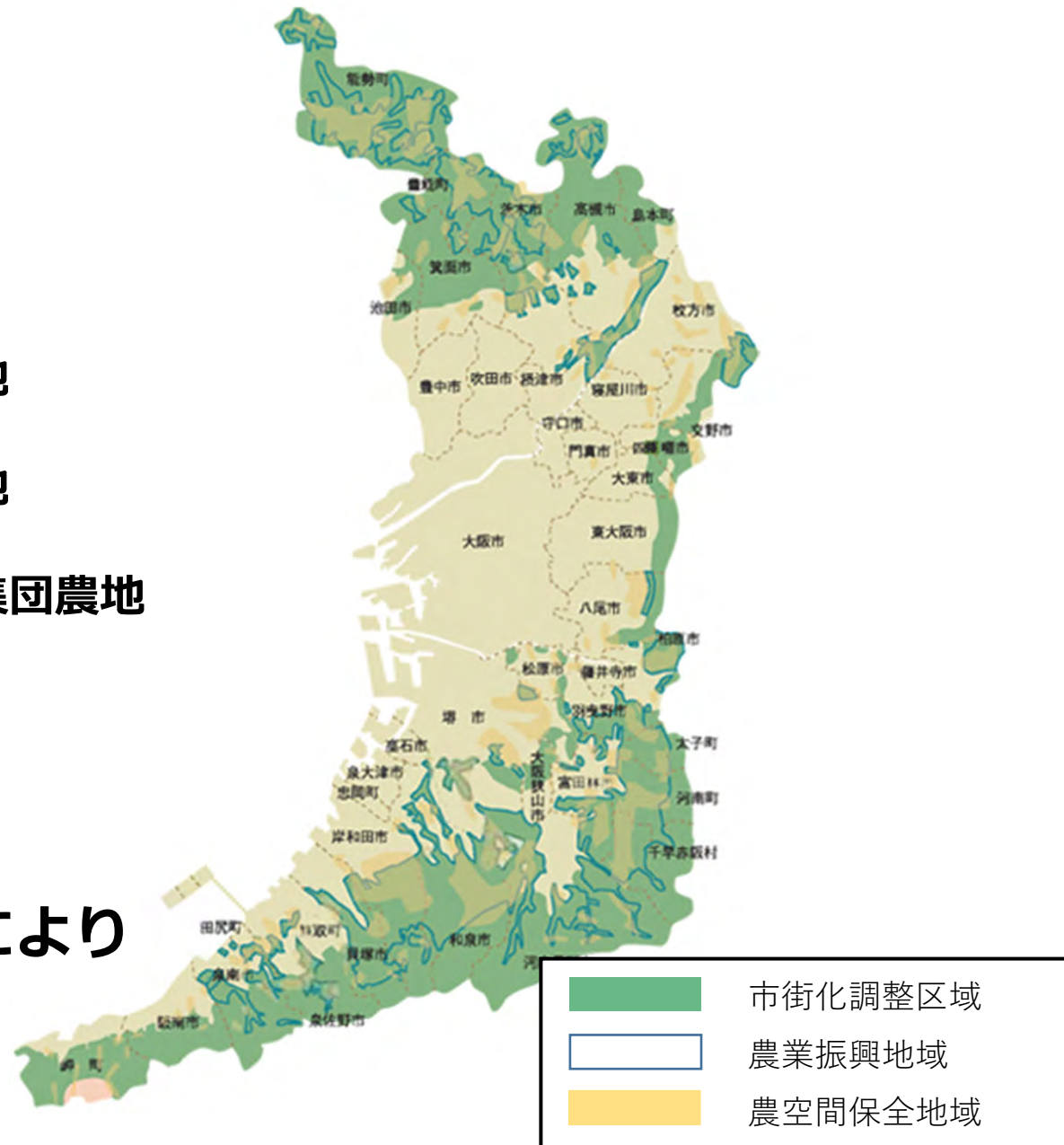
①府域耕地面積
12,823ha

②農空間保全地域
11,374ha

- ・市街化区域生産緑地
1,927ha
- ・農業振興地域農用地
4,816ha
- ・調整区域5ha以上集団農地
4,630ha

②/① **88.7%**

※市町村との協議により
府が指定し公表



「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」 (平成20年4月施行)

■ 条例制定の背景

- ・ 既存法制度とのミスマッチ
農業経営基盤強化促進法
農業振興地域の整備に関する法律

■ 条例の3つの柱

- ・ 大阪版認定農業者制度
- ・ 農空間保全地域制度
- ・ 農産物の安全安心確保制度

条例の背景

【大阪における課題】

- 1戸当たりの経営耕地面積
→3.5アール【全国最小】
- 販売農家の割合
→4.2%【全国最低】等

【既存法制度などとのミスマッチ】

- 農業経営基盤強化促進法：大規模農家を中心に担い手の育成
(年間所得目標600万円以上)→府での認定農家戸数 約1,200戸
- 農業振興地域の整備に関する法律：農用地区域(20ha以上の集団農地)に
重点支援→府の農用地区域は全農地の3.6%



- 大阪の実状にあった独自制度が必要
- 農業者だけでなく、府民全体で取り組むことが必要

条例化

○都市農業と農空間の
公益的機能の発揮

○府民の健康的で
快適な暮らしの実現

○安全で活気と魅力に満ちた
まちづくりの推進

条例の3つの柱(具体的な制度)

多様な担い手を育成 (大阪版認定農業者制度)

農業生産の主力となる農業者に加え、小規模であっても地産地消に貢献する農業者等を認定し支援することにより、多様な担い手を育成・確保する。
(主な内容)
次のような農業者等を認定する。
○農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者及びこれに準ずる者
○栽培した農産物を直売所や学校給食等に出荷する農業者
○環境に配慮した農産物の生産
○出荷に取り組む農業者
○直売所等を中心に農業経営を行う農業者等で組織する団体
○援農ボランティアなど、府民等で組織する営農支援団体

農空間を守る (農空間保全地域制度)

農空間の保全を進める地域の指定や遊休農地を府民等の幅広い参加で解消するための仕組みを設ける。
(主な内容)
○守るべき農空間を「農空間保全地域」として指定
(概ね5ha以上の集団農地や生産緑地等が指定対象)
○農空間保全地域における遊休農地の利用促進
・農地所有者等の意向把握(農地利用計画の提出依頼)
・遊休農地の利用促進や未然防止に取り組む地域組織を認定及び支援
・府みどり公社による遊休農地の借上げと利用希望者(農業者や市民農園開設者)へのあっせん 等

安心安全な農産物の供給 (農産物の安全安心確保制度)

農産物の安全安心を確保し、大阪産のブランド化を推進する。
(主な内容)
○生産者に関する措置
・農薬の使用状況等(生産履歴)を記録し、残さよう努めることなどを求める。
○出荷団体・直売所に関する措置
・農業使用に関する指導者(農業管理指導士等)を配置し、生産履歴の点検に努めることなどを求める。
○大阪府が実施する措置
・基準に合わない農薬が使用された農産物の出荷や販売を禁止するとともに、それらの安全確認や出荷停止等の勧告を行う。(正当な理由なく、従わないときは公表が可能)

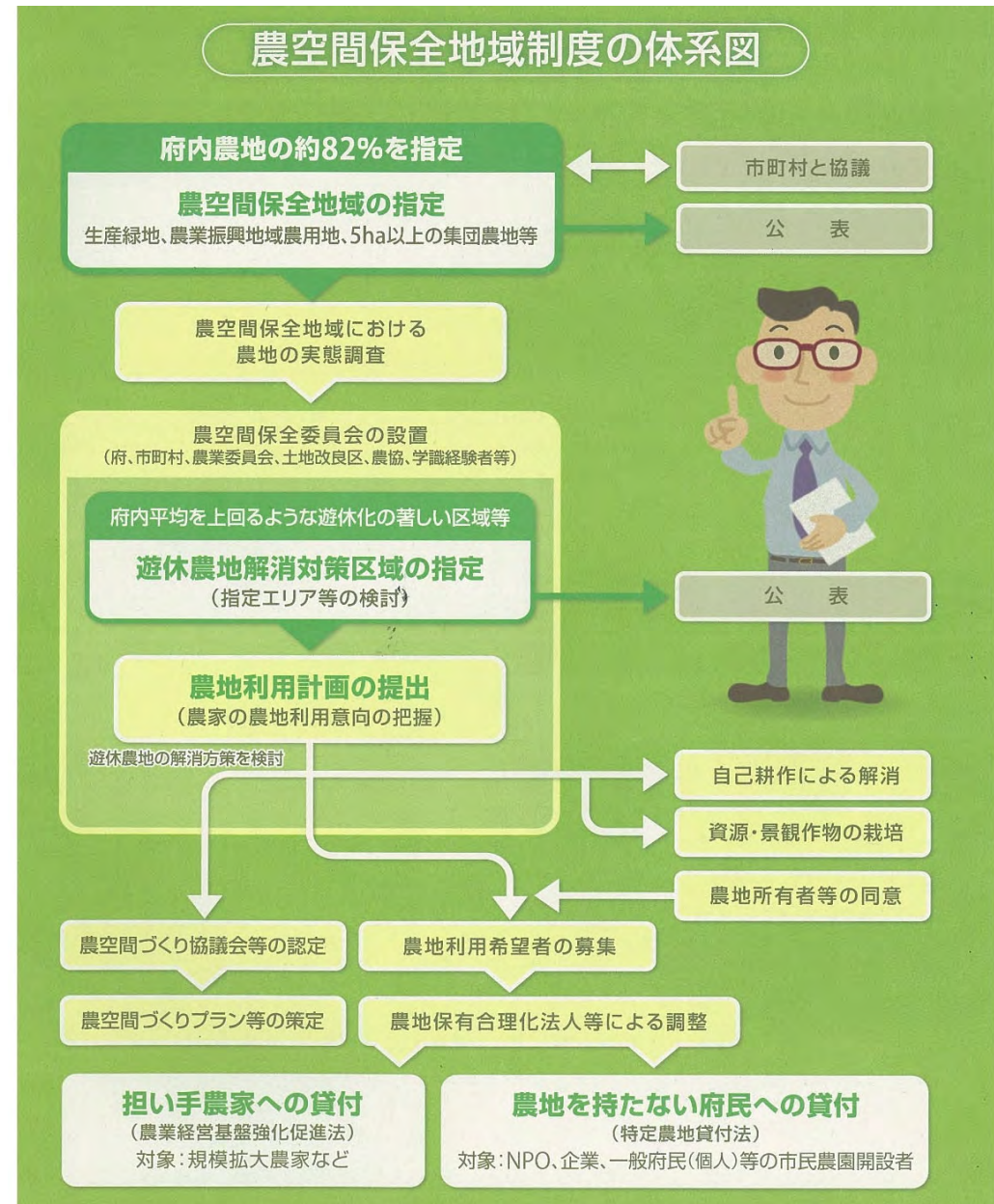
「農空間保全地域制度」

- ・ 農空間の保全を進める地域の指定や遊休農地を府民の幅広い参加により解消する仕組み

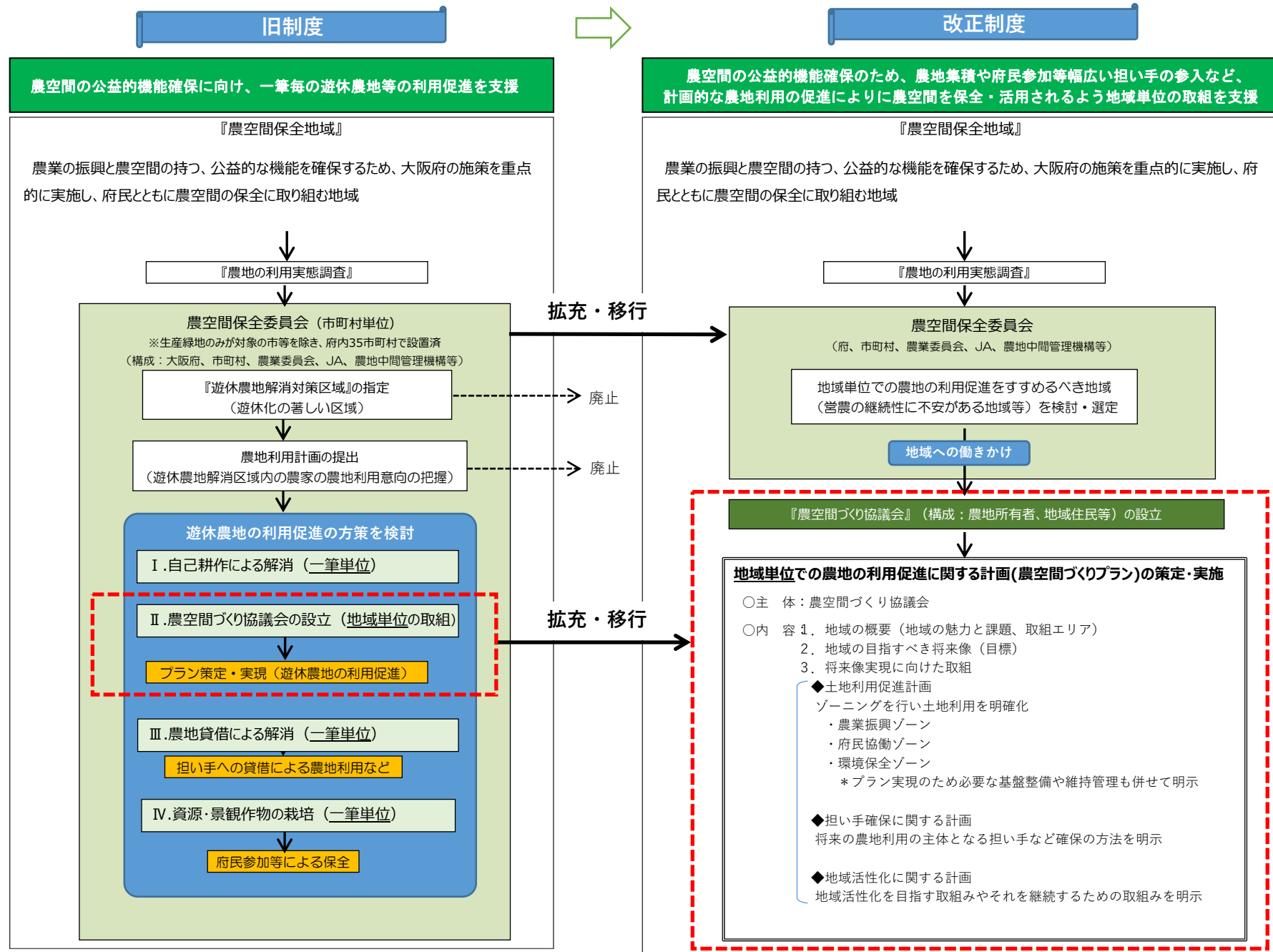
- 1) 自己耕作による解消
- 2) 地域の力による解消
- 3) 農地貸借による解消
- 4) 資源・景観作物の栽培

(成果)

条例施行（平成20年）以降
10年間で約720haの
遊休農地の解消及び
未然防止



農空間保全地域制度の新旧対照フロー図



新たな農空間保全地域制度

根拠条例：大阪府都市農業の推進と
農空間の保全と活用に関する条例
(平成30年4月改正)

改正した
新たな
取り組み



「農空間づくりプラン」の取組の流れ

ステップ1

地域づくりの準備をしよう

地域の課題を共有

- 後継者がいなくて困っている
- 地域ブランドをつくりたい
- もっと活気ある地域にしたい

ステップ2

協議会を設立しよう

幅広い参加を呼びかけ

目的

計画的な農地利用を実現するため継続的に地域づくりに取り組むための体制づくり

ステップ3

将来像について話そう

地域の思い描く将来像

地域の特性を活かした農空間の将来像について地域で話し合おう

ステップ4

プランをつくろう

目的

将来像を実現するための取組やルールをまとめて、計画的な農地利用を実現

大阪府の支援

勉強会の開催、先進事例調査や図面の作成や印刷などの費用を支援

農空間づくりプランを策定

- 農地の利用促進に関する計画
- 担い手確保に関する計画
- 土地利用促進計画
- 地域活性化に関する計画など



ステップ5

プランに取り組もう

大阪府の支援

道普請や水路普請、市民農園整備など農空間づくりプランに基づく取組にかかる費用を支援

理想の農空間づくりを!!

プランで作成された各計画に基づいて、将来像実現に向けてプランに取り組もう

